

さつま町森林整備計画の公告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 2 項の規定により、さつま町森林整備計画を変更したいので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、さつま町森林整備計画の案に意見ある者は、縦覧期間が完了する日までにさつま町長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

令和 7 年 2 月 3 日

さつま町長 上野 俊市

1 縦覧場所

さつま町役場 農林課内

2 縦覧期間

自 令和 7 年 2 月 4 日

至 令和 7 年 3 月 5 日